

## 地域包括支援センター委託先法人公募の概要

### 1 募集の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項の規定に基づき、地域における高齢者の介護及び介護予防等に関する総合相談・支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護及び包括的・継続的マネジメント等を担う地域包括支援センター（以下、「センター」という。）を運営する委託先法人を募集する。

### 2 センターの業務内容

#### 【通常のセンター】

(1) 法第115条の45第1項に規定する包括的支援業務

- ①介護予防ケアマネジメント業務
- ②総合相談支援業務
- ③権利擁護業務
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(2) 高齢者地域支え合い業務

(3) 地域介護予防拠点整備促進業務

(4) 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援業務

#### 【認知症地域支援推進事業に係る機能を強化するセンター】（各区に1センターのみ）

上記（1）～（4）に加え以下の業務を実施する。

(5) 認知症地域支援推進業務

※介護保険法の改正等を踏まえ、業務内容が変更となる場合がある。

### 3 契約期間等

(1) 契約期間

2020年（平成32年）4月1日から2026年3月31日まで（6年間）

※契約は単年度毎に行う。

※法令や要綱等を遵守しない場合や、適切、公正、中立かつ効率的に実施しておらず、市の是正指示に従わない場合などでは、期間の満了を待たずに契約を解除することがある。

(2) 期間終了後の取扱い

2026年4月1日以降の契約については、2025年度に改めて公募を行い、委託先法人を選定する。

### 4 募集圏域・人員配置等

(1) 地域包括支援センター設置圏域（全41センター）

※センター設置数の考え方については別紙1参照

※受託を希望する圏域を特定して応募する。

※複数の圏域への応募も可とする。

## (2) 配置職員数及び職種について

【通常のセンター】 ※センターごとの配置職員数は別紙2のとおり。

- ①
- ア 主任介護支援専門員…1名
  - イ 保健師または地域活動の保健等に関する経験のある看護師…1名
  - ウ 社会福祉士…1名

② ①のほか、委託業務を実施するため、①・②併せて以下のとおり職員を追加配置する。

【①・②併せて4名体制（圏域の高齢者人口が6,500人未満）の場合】

①アからウのいずれか 1名

【①・②併せて5名体制（圏域の高齢者人口が6,500人以上8,000人未満）の場合】

①アからウのいずれか 2名

【①・②併せて6名体制（圏域の高齢者人口が8,000人以上10,000人未満）の場合】

①アからウのいずれか 3名（ただし、少なくとも1名は違う資格の職員であること）

【①・②併せて7名体制（圏域の高齢者人口が10,000人以上12,000人未満）の場合】

ア ①アからウのそれぞれ 1名ずつ

イ ①アからウのいずれか 1名

【①・②併せて8名体制（圏域の高齢者人口が12,000人以上）の場合】

ア ①アからウのそれぞれ 1名ずつ

イ ①アからウのいずれか 2名

※ ①～②までの職員のうち1名を「地域支え合いコーディネーター」として選任する。

③ 介護支援専門員…1名

④ 地域介護予防拠点整備促進事業を担当する職員（保健師又は地域保健等に関する経験を有する看護師）…1名

⑤ 介護予防支援業務に従事する職員 … センターの職員数に応じ、別紙3に示す目安を基に相当数

【認知症地域支援推進事業に係る機能を強化するセンター】（各区に1センターのみ）

通常のセンターにおける人員配置に加え、以下の職員を配置する。

⑥ 認知症地域支援推進員（認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、又はこれに準ずる者（地域活動の経験を有する看護師）…1名

※ このほか、法人の判断で専門職種でない事務職員を配置することも可とする。

## 5 設置場所等

### (1) 設置場所について

センターの事務所については、受託者が、センターの担当圏域内において、高齢者のための総合相談窓口という趣旨を踏まえ、交通の利便性が良く、わかりやすく、訪問しやすい場所に設置すること。また、バリアフリーに十分配慮した場所や設備とすること。

(2) 事務所の広さについて

センターの事務所は、事務室及び相談室等を配置すること。なお、併設のサービス提供部門がある場合には、別室とすることなどにより、当該部門との分離を考慮した配置とすること。

(3) 保管庫等について

センターは個人情報を取り扱うことを踏まえ、施錠できる保管庫等を設置すること。なお、併設のサービス提供部門がある場合には、保管庫は分離すること。

(4) 専用電話等について

専用の電話、FAX、パソコン（専用のメールアドレスを取得すること）を設置すること。また、本市所有の地域包括支援センターシステムの接続を行うため、光回線が使用できる環境にあること。

(5) その他

事務所や設備類に係る契約及びそれに関連する事故等については、受託者が一切の責任を負うものとする。また、センターの設置に要する経費については、受託者の負担とする。

## 6 開設時間等

(1) 開設時間等

原則として、年末年始（12月29日～1月3日）、祝日を除く、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分とする。（高齢者の家族等、相談者の利便性への配慮から、法人の判断により、上記の時間等を超えて開設することも可とする。）

(2) 休日・夜間等の対応について

センターを開設していない時間帯についても、電話等により緊急時の対応が可能な体制を確保すること。

(3) 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託して実施することはできない。（ただし、予め委託者の承諾を得た場合は、業務の一部を委託することができる。）

## 地域包括支援センターの設置数について

### 1 センター設置の基本的な考え方

本市では、国が示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、中学校区を基本に39の日常生活圏域を設定しており、この日常生活圏域を基本に地域包括支援センターを設置・運営することとしている。

39の日常生活圏域のうち、「幟町圏域」及び「五月が丘・美鈴が丘・三和圏域」については、圏域内の高齢者人口を考慮し、平成18年度の設置当初から圏域に2か所のセンターを設置しており、現在、全41か所のセンターとなっている。

### 2 公募実施するセンター数及び担当圏域

平成31年度に実施する公募は、平成18年度に地域包括支援センターを設置して以来、初めて全センターを対象に行うものであり、委託先法人の交代が生じた場合には、センター事務所の移転や従事する職員の変更等、地域に大きな影響を与えること、また、今後6年間の各担当圏域における高齢者人口推計からも、担当圏域を分割しなければならないほどの増加は見込まれないことから、センターの設置数及び担当圏域は現状のままとする。

なお、センターが地域包括ケアシステムづくりの要として、また高齢者の身近な相談機関としての役割を十分に発揮できるよう、今後とも高齢者人口の推移等を勘案して、センターの設置数や人員体制について、適宜、必要な見直しを行うほか、担当圏域が広いセンターについては、サテライト事務所の設置を認めるなど、来所相談や訪問活動の利便性に配慮したセンターのあり方について検討していく。

(参考)圏域別高齢者人口推計

※第7期広島市高齢者施策推進プランの策定に当たり推計したもの(百人未満切捨て)

担当圏域	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
1 基町	1,951	1,800	1,700	1,700	1,600	1,600	1,500
2 幟町	5,443	5,500	5,500	5,700	5,800	5,900	6,000
3 国泰寺	10,146	10,200	10,300	10,200	10,300	10,300	10,400
4 吉島	6,021	6,000	6,000	6,100	6,100	6,100	6,100
5 江波	9,315	9,200	9,200	9,400	9,300	9,300	9,400
6 福木・温品	8,239	8,200	8,200	8,200	8,200	8,100	8,100
7 戸坂	7,106	7,100	7,200	7,200	7,300	7,300	7,400
8 牛田・早稲田	6,217	6,200	6,300	6,300	6,400	6,500	6,600
9 二葉	9,422	9,300	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400
10 大州	6,054	6,200	6,200	6,300	6,300	6,400	6,500
11 段原	6,307	6,300	6,300	6,400	6,400	6,500	6,500
12 翠町	7,402	7,400	7,500	7,500	7,600	7,600	7,700
13 仁保・楠那	6,377	6,200	6,200	6,200	6,100	6,100	6,000
14 宇品・似島	8,173	8,200	8,200	8,300	8,300	8,300	8,400
15 中広	8,007	8,000	8,100	8,200	8,200	8,300	8,300
16 観音	8,332	8,300	8,200	8,300	8,200	8,200	8,200
17 己斐・己斐上	8,279	8,200	8,200	8,200	8,200	8,100	8,000
18 古田	5,219	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800
19 庚午	6,012	6,100	6,100	6,200	6,400	6,400	6,600
20 井口台・井口	7,319	7,400	7,600	7,700	7,900	8,000	8,100
21 城山北・城南	8,618	8,600	8,700	8,800	8,800	9,100	9,200
22 安佐・安佐南	9,728	9,800	9,800	9,900	9,900	10,200	10,300
23 高取北・安西	9,954	9,900	9,900	9,900	9,800	10,100	10,000
24 東原・祇園東	6,103	6,200	6,200	6,300	6,400	6,700	6,800
25 祇園・長束	8,868	8,900	9,000	9,100	9,100	9,500	9,600
26 戸山・伴・大塚	7,403	7,400	7,500	7,600	7,600	7,900	8,000
27 白木	3,361	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200
28 高陽・亀崎・落合	11,201	11,400	11,500	11,600	11,700	11,800	11,900
29 口田	7,868	7,800	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900
30 三入・可部	10,959	11,000	11,100	11,200	11,200	11,200	11,200
31 亀山	6,129	6,100	6,100	6,000	6,000	5,900	5,900
32 清和・日浦	7,735	7,700	7,800	7,800	7,800	7,800	7,700
33 瀬野川東	5,521	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,700
34 瀬野川・船越	7,452	7,300	7,300	7,300	7,300	7,200	7,100
35 阿戸・矢野	7,636	7,700	7,700	7,800	7,800	7,900	8,000
36 湯来・砂谷	2,709	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
37 五月が丘・美鈴が丘	6,663	6,700	6,800	6,900	6,900	6,800	6,800
38 三和	5,876	5,900	6,000	6,200	6,300	6,400	6,500
39 城山・五日市観音	9,086	9,100	9,200	9,300	9,400	9,400	9,400
40 五日市	7,232	7,300	7,500	7,600	7,800	7,800	8,000
41 五日市南	4,705	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200

※網掛けの年次には、職員の増員を要する。

地域包括支援センターごとの配置職員数  
(介護予防支援業務を除く委託業務分)

資料1－別紙2

地域包括 支援センター	圏域高齢者人口 (平成30年9月)	包括的支援業務		高齢者地域支え合い 業務担当(地域支え合い コーディネーター)	地域介護予防拠点 整備促進事業担当	計
		3職種	介護支援専門員			
1 基町	1,951	3	1	1	1	6
2 幟町	5,443	3	1	1	1	6
3 国泰寺	10,146	6	1	1	1	9
4 吉島	6,021	3	1	1	1	6
5 江波	9,315	5	1	1	1	8
6 福木・温品	8,239	5	1	1	1	8
7 戸坂	7,106	4	1	1	1	7
8 牛田・早稲田	6,217	3	1	1	1	6
9 二葉	9,422	5	1	1	1	8
10 大州	6,054	3	1	1	1	6
11 段原	6,307	3	1	1	1	6
12 翠町	7,402	4	1	1	1	7
13 仁保・楠那	6,377	3	1	1	1	6
14 宇品・似島	8,173	5	1	1	1	8
15 中広	8,007	5	1	1	1	8
16 観音	8,332	5	1	1	1	8
17 己斐・己斐上	8,279	5	1	1	1	8
18 古田	5,219	3	1	1	1	6
19 庚午	6,012	3	1	1	1	6
20 井口台・井口	7,319	4	1	1	1	7
21 城山北・城南	8,618	5	1	1	1	8
22 安佐・安佐南	9,728	5	1	1	1	8
23 高取北・安西	9,954	5	1	1	1	8
24 東原・祇園東	6,103	3	1	1	1	6
25 祇園・長束	8,868	5	1	1	1	8
26 戸山・伴・大塚	7,403	4	1	1	1	7
27 白木	3,361	3	1	1	1	6
28 高陽・亀崎・落合	11,201	6	1	1	1	9
29 口田	7,868	4	1	1	1	7
30 三入・可部	10,959	6	1	1	1	9
31 亀山	6,129	3	1	1	1	6
32 清和・日浦	7,735	4	1	1	1	7
33 瀬野川東	5,521	3	1	1	1	6
34 瀬野川・船越	7,452	4	1	1	1	7
35 阿戸・矢野	7,636	4	1	1	1	7
36 湯来・砂谷	2,709	3	1	1	1	6
37 五月が丘・美鈴が丘	6,663	4	1	1	1	7
38 三和	5,876	3	1	1	1	6
39 城山・五日市観音	9,086	5	1	1	1	8
40 五日市	7,232	4	1	1	1	7
41 五日市南	4,705	3	1	1	1	6
計	296,148	166	41	41	41	289

## 介護予防支援業務に従事する職員数の目安について

圏域内高齢者人口	介護予防支援業務に従事する職員数の目安 (介護予防プランナー換算)
6,500 人未満	1.4 人
6,500 人以上 8,000 人未満	1.7 人
8,000 人以上 10,000 人未満	2.0 人
10,000 人以上 12,000 人未満	2.3 人
12,000 人以上	2.6 人

※平成 30 年 9 月現在